

第3章 検討対象区域の設定

第3章 検討対象区域の設定

現状または土地利用の状況等を踏まえ、浸水被害の発生状況や浸水リスク、資産・人口等の集積状況等を勘案し、雨水管理方針策定上の検討対象区域を設定する。

検討対象区域は「主に市街地を対象とし、下水道による雨水排除を行う区域、対策により市街地の浸水軽減が見込める区域等、本市の状況に応じて設定する」こととされている。

本市においては、既存の下水道区域全域が都市計画区域もしくは準都市計画区域内に位置しており、また、過去の浸水実績もその範囲内で発生していることから、雨水の下水道区域全域を対象とする。

なお、勝浦地区など雨水の下水道区域外に集落もある。これらの区域は下水道事業で雨水整備をしないため市内で十分に調整し必要に応じてハード対策を行い、ソフト対策は市内全域で共通する内容を実施する方針とする。